

1. 有価証券の保有目的区分について

(1) 国立大学法人会計基準第30では有価証券の保有目的を以下に区分している。

①売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券

②満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券

③関係会社株式

特定関連会社と関連会社の株式

④その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券

⑤その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券

(2) 実務指針におけるその他有価証券の取り扱いについて

(1) のとおり、その他有価証券は売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券とされ、例えば、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券など該当する有価証券を取得すれば、「その他有価証券」に区分することとなるが、実務指針Q30-2では「その他有価証券を保有することは極めて限定的になるものと考えられる。」と規定されている。

(参考)

実務指針Q 30-2

Q30-2 注解22におけるその他有価証券と他の有価証券との具体的な違いは何か。

A

1 基準第30で区分されているその他有価証券以外の有価証券は

(1)～(4)略

であり、その他有価証券は上記以外の有価証券であるが、注解22で利息収入を得る目的で長期保有の意思をもって取得した債券は長期的には売却の可能性が見込まれる場合であっても、満期保有目的の債券に区分することとなっており、国立大学法人等においてその他有価証券を保有することは極めて限定的になるものと考えられる。

2 このように基準が、その他有価証券の範囲を限定的なものと位置付けているのは、資金の運用は法令が定める運用範囲の枠内では国立大学法人等の裁量に委ねられていることから、運用の目的で保有する有価証券については、その評価差額を損益計算書に適切に反映する必要があるとの考えによるものである。したがって、国立大学法人等の会計実務においても、基準設定の趣旨を踏まえ、その他有価証券への区分は限定的なものとして取り扱われる必要がある。

(3) 国立大学法人会計基準におけるその他有価証券の取り扱いについての問題点

- 近時の国立大学法人にかかる規制緩和（国立大学法人法第33条の5に基づく業務上の余裕金の運用、大学運営基金制度）により、現状、国立大学法人等が長期的な資金運用を目的として取得する有価証券は債券に限定されず、投資信託などその他有価証券に区分すべき有価証券を保有する取引が拡大している。
- 実務指針Q 30-2の規程は規制緩和前の独立行政法人通則法47条に基づく運用を前提としており、運用目的で保有する有価証券はそのほとんどが債券であることを想定しているため、現状の資産運用の実態に整合した基準となっていないといえる。このため、有価証券をその他有価証券に区分することに実務上専門的な判断を要し無用な事務負担がかかる。または有価証券をその他有価証券に区分することが制限されているとの誤った解釈がなされ、有価証券の買い控えによる投資機会の逸失や、有価証券の区分の誤りなど不適切な会計処理を招く恐れがあると考える。

2. 満期保有目的の債券にかかる会計処理について

(1) 国立大学法人会計基準注解23について

＜注23＞ 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該 売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして^①売買目的有価証券に振り替えなければならない。

- (1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合
- (2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は国立大学法人等が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合

(2) 国立大学法人会計基準注解23の特徴と問題点

①保有目的の変更にあたり、「その他有価証券」への振り替えができない。

満期保有目的の債券を満期前に売却した場合は、原則として売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとされる。この時、振り替え先は「売買目的有価証券」のみとされ、企業会計基準（「金融商品会計に関する実務指針」83項）で認められている「その他有価証券」への振り替えができない。

「1. 有価証券の保有目的区分について」で検討したとおり、現行の国立大学法人等の実務ではその他有価証券に区分される有価証券を保有することは「極めて限定的」ではない。注解23のように保有目的の変更により、同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券を売買目的有価証券のみに区分することとした場合、長期的な資金運用を目的とした保有であったとしても売買目的有価証券に区分しなければならず、実態に即した会計処理ができない。

②金利情勢の変化、信用上の運用基準に該当しなくなったとしても「購入した中期目標期間後の中期目標期間」での売却でなければ保有目的の変更として扱われてしまう。

満期保有目的の債券を満期前に売却した場合でも、一定の条件を満たせば、保有目的の変更とはみなされない。ただし、条件の中には「購入した中期目標期間後の中期目標期間において」売却した場合、という国立大学法人等に特有の条件があり、条件の充足には少なくとも満期保有目的の債券を取得した中期目標期間（6年間）が終了するまでは、当該債券を保有し続けることが必要となっている。

国内外の金利動向が変動的となった場合、債券の金利リスクは上昇する。特に、金利が上昇傾向にある場合、債券の時価は低下傾向となる。このように、経済情勢によっては既存債券を長期保有すると将来的に国立大学法人等に多額の損失が生じる恐れがある。同様のことは信用リスクについても該当する。

ここで、金利リスク、信用リスクによる損失を回避するために債券の買い替えを実施することは、外的要因による買い替えであり、企業会計上は保有目的の変更とはみなされないが、国立大学法人会計基準においては注解23の適用により、債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間の買い替えでない限り、保有目的の変更とみなされ、満期保有目的の意図が継続している実態を会計上表すことができなくなる。

(参考)

金融商品会計に関する実務指針 83項

(満期保有目的の債券から売買目的有価証券又はその他有価証券への振替)

83. 満期保有目的の債券に分類された債券について、その一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合は、満期保有目的の債券に分類された残りの全ての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならない。さらに、保有目的の変更を行った事業年度を含む2事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないものとする。

ただし、一部の債券について、以下のような状況が生じた場合又は生じると合理的に見込まれる場合には、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益を回避するため、一部の満期保有目的の債券を他の保有目的区分に振り替えたり、償還期限前に売却しても、残りの満期保有目的の債券について、満期まで保有する意思を変更したものとはしない。したがって、これらの債券を売買目的有価証券又はその他有価証券へ振り替える必要はない。

- ① 債券の発行者の信用状態の著しい悪化
- ② 税法上の優遇措置の廃止
- ③ 法令の改正又は規制の廃止
- ④ 監督官庁の規制・指導
- ⑤ 自己資本比率等を算定する上で使用するリスクウェイトの変更
- ⑥ その他、予期できなかつた売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、保有者に起因しない事象の発生

満期保有目的の債券を、担保差入れ、現先取引、レポ取引又は証券貸借取引の対象とした場合であっても、その契約期間が債券の償還期限と同じか又はそれより前となるとき及び返還される債券が実質的に同一であるときには、満期保有目的の区分を変更しない。

3. 対応策

(1) 実務指針Q30-2の改正(案)

実務指針Q30-2の内容を以下の通り改正することとしたい。

<現行実務指針>

Q30-2 注解22におけるその他有価証券と他の有価証券との具体的な違いは何か。

A

1 基準第30で区分されているその他有価証券以外の有価証券は

(1)～(4)略

であり、その他有価証券は上記以外の有価証券であるが、注解22で利息収入を得る目的で長期保有の意思をもって取得した債券は長期的には売却の可能性が見込まれる場合であっても、満期保有目的の債券に区分することとなっており、国立大学法人等においてその他有価証券を保有することは極めて限定的になるものと考えられる。

2 このように基準が、その他有価証券の範囲を限定的なものと位置付けているのは、資金の運用は法令が定める運用範囲の枠内では国立大学法人等の裁量に委ねられていることから、運用の目的で保有する有価証券については、その評価差額を損益計算書に適切に反映する必要があるとの考えによるものである。したがって、国立大学法人等の会計実務においても、基準設定の趣旨を踏まえ、その他有価証券への区分は限定的なものとして取り扱われる必要がある。



①を修正
②を削除

<改正実務指針>

Q30-2 注解22におけるその他有価証券と他の有価証券との具体的な違いは何か。

A

1 基準第30で区分されているその他有価証券以外の有価証券は

(1)～(4)略

であり、その他有価証券は上記以外の有価証券であるが、注解22で利息収入を得る目的で長期保有の意思をもって取得した債券は長期的には売却の可能性が見込まれる場合であっても、満期保有目的の債券に区分することとなっているため、国立大学法人等においてその他有価証券を保有する場合とは上記(1)～(4)に分類される有価証券以外で、かつ、注解22により満期保有目的の債券に区分される有価証券以外の有価証券を取得する場合であると考えられる。

3. 対応策

(1) 国立大学法人会計基準注解23の改正（案）

国立大学法人会計基準注解23の内容を以下の通り改正することとしたい。

＜現行基準＞

＜注23＞ 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該 売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして **売買目的有価証券に振り替えなければならない。**

- (1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合
- (2) **満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は国立大学法人等が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合**



①を修正
②の要件を廃止

＜改正基準＞

＜注23＞ 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該 売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして **売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならない。**

- (1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合
- (2) 金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は国立大学法人等が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合